

「保育所等とくすり」について

医師からお子さんに投薬されたくすりは、本来は保護者の方に与えていただくものです。しかし、保育時間中に保護者の方が保育所等に出向いて、くすりを与えられることは勤務などのために難しい状況にあります。

本来、保育所等に薬を持参されないことが原則ですが、保育所等では、保育所保育指針（第3章）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（第3章）に基づき、医師の指示により、お子さんが回復期であっても、保育時間中にくすりを飲まないと、再び症状が悪化するおそれがある場合に限り、保護者の方と保育士との信頼関係によって、保護者の方に代わって与薬を代行いたしますので、次のことにご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 上記のように医師の指示により保育時間中に与薬する必要がある場合は、万全を期するため「くすり連絡票」に必要事項を記載していただき、「薬剤情報提供書」を必ず添付され、直接職員に手渡してください。
- 2 お子さんのカバンの中に入っているくすりや、「くすり連絡票」及び「薬剤情報提供書」がない場合は与薬できません。
- 3 くすりは、お子さんを診察した医師が処方したものに限りです。
- 4 保護者の個人的な判断で持参された市販薬などは、与薬できません。
- 5 内服薬以外は、原則としてお預かりできません。
- 6 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら飲ませる」「発作が起こったら飲ませる」などのように、症状の判断を必要とする場合は、保育所等では対応できません。
- 7 医師の指示により、慢性の病気（アトピー性皮膚炎・気管支喘息などのように経過が長引くような病気）のために、継続した与薬が必要な場合は保育所等にご相談ください。
- 8 持参されるくすりについて
 - ① くすりは1回ずつに分けて、当日分のみご持参ください。
 - ② くすり袋や容器には、お子さんの名前を必ず記載してください。
- 9 保育所等での与薬を必要最低限にするために、受診される際は、医師にお子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育所等に通っていることを必ず伝えてください。そうしていただくことで、保育所等での与薬が不要になることがあります。

お問い合わせ

こども家庭部 こども保育課

電話番号 076-443-2060

E メール kodomohoiku@city.toyama.lg.jp